2　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　認定事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し
二　その他参考となるべき書類
（認定事業計画の変更の認定の申請）
第五条　法第六条第一項の規定により認定事業計画（法第七条第一項第一号に規定する認定事業計画をいう。以下同じ。）の変更の認定を受けようとする認定事業者は、第二条第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村長に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、第一条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に市町村長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
（認定事業計画の軽微な変更）
第六条　法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。
一　賃借権等の設定を受ける都市農地の変更
二　認定都市農地の地目又は面積の変更（面積の変更にあっては、当該認定都市農地の面積に占める当該変更に係る認定都市農地の面積の割合が五分の一を超えるものに限る。）
三　設定を受けた賃借権等の種類、始期及び存続期間の変更
四　認定都市農地における耕作の事業の内容の変更
五　前四号に掲げる変更のほか、認定事業計画の重要な変更
（認定事業計画の認定の取消し）
第七条　市町村長は、法第七条第二項の規定により認定を取り消すときは、その旨及びその理由を認定事業者及び認定都市農地の所有者に書面で通知するものとする。
（賃貸借の解除の届出）
第八条　法第八条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。
一　認定事業者及び認定都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定都市農地の所在、地番、地目及び面積
三　賃貸借契約の内容
四　賃貸借の目的となっている認定都市農地において認定事業者が認定事業計画に従って耕作の事業を行っていない状況の詳細
五　賃貸借の解除をしようとする日
六　認定都市農地の引渡しの時期
七　その他参考となるべき事項
2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　法第四条第三項第四号に規定する条件が付されている書面
二　その他参考となるべき書類
（賃貸借の解除の届出の受理）
第九条　市町村長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出を受理したときはその旨を、当該届出を受理しなかったときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知するものとする。
2　前項の規定により届出を受理した旨の通知をする書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　認定事業者及び認定都市農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認定都市農地の所在、地番、地目及び面積
三　届出書が到達した日及びその日に届出の効力が生じた旨
（協定の内容）
第十条　法第十条第二号ハの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十条に規定する特定都市農地貸付け（以下この条及び次条において単に「特定都市農地貸付け」という。）の用に供される都市農地の管理の方法
二　農業用水の利用に関する調整その他地域の農業と特定都市農地貸付けの実施との調整の方法
三　特定都市農地貸付けを行う者が市町村に対して行う法第十条第二号に規定する協定の実施状況についての報告に関する事項
四　法第十条第二号に規定する協定に違反した場合の措置
五　その他必要な事項
（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則の準用）
第十一条　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第三十六号）第二条（第一号を除く。）及び第三条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、同令第二条各号列記以外の部分中「法」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十一条において準用する法（以下この条及び次条において「準用特定農地貸付法」という。）」と、同条第二号中「法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合には、当該」とあるのは「準用特定農地貸付法第三条第二項第一号に規定する」と、同令第三条中「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律施行令（平成三十年政令第二百三十四号）第二条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令」と、同条第一号中「法」とあるのは「準用特定農地貸付法」と、同条第三号中「農地の貸付け」とあるのは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条に規定する都市農地貸付け」と読み替えるものとする。
附　則
この省令は、法の施行の日（平成三十年九月一日）から施行する。

○農林水産省令第五十五号

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
平成三十年八月二十八日
農林水産大臣　齋藤　健
都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令
（農地法施行規則の一部改正）
第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出を要しない場合） **第二十条**　法第三条の三の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　法第五条第一項本文に規定する場合	（農地又は採草放牧地についての権利取得の届出を要しない場合） **第二十条**　法第三条の三の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　法第五条第一項本文に規定する場合